

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

SBテクノロジー株式会社
代表取締役 阿多 親市

フロントワークス株式会社
代表取締役 清水 久裕

SBテクノロジー株式会社（以下「SBテクノロジー」または「分割会社」という）およびフロントワークス株式会社（以下「フロントワークス」または「承継会社」という）は、2024年1月31日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2024年4月1日として、SBテクノロジーが営むフロントプラス事業に関して有する権利義務をフロントワークスに承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）を行いました。

本件会社分割に関する会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下の通りです。

1. 本件会社分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条および第787条の規定ならびに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

② 新株予約権買取請求

SBテクノロジーは会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権を発行してい

ないため、該当事項はありません。

③債権者の異議

本件会社分割における SB テクノロジーからフォントワークスへの債務の承継はないため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

②債権者の異議

フォントワークスは、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 15 日付の官報および電子公告にて、吸収分割をする旨、SB テクノロジーの商号および住所、SB テクノロジーおよびフォントワークスの計算書類に関する事項、ならびに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件会社分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

フォントワークスは、本件会社分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、SB テクノロジーから本件吸収分割契約書に定めるフォントプラス事業に関する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本件会社分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上